

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）とNPO法人日本レスキュー協会（以下「乙」という。）は、北海道内において地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）（以下「災害等」という。）が発生した場合に、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」という。）を円滑に実施するため、災害救助犬の出動に関し、次のとおり協定を締結する。

（出動要請）

第1条 甲は、災害等が発生した市町村から求めがある場合など、捜索活動のため必要があると認めるときは、乙に対して、様式1の要請書により、次の各号に掲げる事項を明らかにして、災害救助犬の出動を要請するものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 災害等の状況及び出動を要請する理由
- (2) 出動を要請する期間
- (3) 出動を希望する区域
- (4) 現場指揮者の所属、職・氏名
- (5) その他捜索活動に必要な事項

（出動）

第2条 乙は、前条の出動要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。ただし、武力攻撃災害による出動要請に関しては、事前に甲乙協議の上、出動の可否を決定するものとする。

2 乙は、出動態勢が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を様式2により甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害等の種類及び規模等を考慮し、乙の判断により決定するものとする。

（捜索活動の実施等）

第3条 乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害等の現場においては、第1条に定める出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

2 この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能となったときとする。

3 乙は、前項の捜索活動を終了したときは、甲に対して、様式3の報告書により、次の各号に掲げる事項を報告するものとする。ただし、文書を持って報告するいとまがないときは、口頭で報告し、その後、速やかに文書を提出するものとする。

- (1) 捜索活動に従事した人員、災害救助犬の頭数及び出動車両等
- (2) 活動内容及び活動時間
- (3) その他必要な事項

(費用の負担)

第4条 第2条第1項の規定に基づく出動に係る費用負担については、別途甲乙協議の上決定するものとする。

(損害賠償)

第5条 この協定に基づく出動または捜索活動に伴って構成員並びに災害救助犬に生じた損害の補償(第三者に対する損害を含む。)は、乙の責任において行うものとする。

(訓練の参加)

第6条 乙は、この協定による捜索活動が円滑に行われるよう、甲が行う訓練への参加に努めるものとする。

(協議)

第7条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

(有効期間)

第8条 この協定の有効期間は、協定締結日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成20年 4月16日

甲 北海道
北海道知事

乙 NPO 法人 日本レスキュー協会
代表者 理事長

様式 1

第 号
平成 年 月 日

NPO法人 日本レスキュー協会
理事長 伊藤裕成 様

北 海 道 知 事

災害時における災害救助犬の出動に関する要請書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書第1条に基づき、次のとおり出動を要請します。

災害等の状況及び 出動を要請する理由		
出動を要請する期間		
出動を希望する区域		
現場 指揮 者	所 属	
	職	
	氏 名	
	連 絡 先	
その他必要な事項		

北海道総務部危機対策局防災消防課
担 当：防災グループ
連絡先：(代表) 011-231-4111 (内線：22-554)
(直通) 011-204-5008
(FAX) 011-231-4314

様式 2

平成 年 月 日

北海道知事様

NPO法人 日本レスキュー協会
理事長 伊藤裕成

災害時における災害救助犬の出動に関する出動態勢について

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書第2条第2項に基づき、次のとおり出動態勢について連絡します。

出動 責任者	氏名	
	連絡先	
出動人員		
災害救助犬の頭数		
出動時間		
現場到着予定時間		
現場までの移動手段		
宿泊予定先		
その他必要な事項		

様式 3

平成 年 月 日

北 海 道 知 事 様

NPO法人 日本レスキュー協会
理事長 伊 藤 裕 成

災害時における災害救助犬の出動に関する活動報告書

災害時における災害救助犬の出動に関する協定書第3条第3項に基づき、次のとおり活動状況を報告します。

記

1 活動状況等

活動年月日・時間	出 動 場 所	出 動 部 隊	活 動 内 容
平成 年 月 日 時 分から 時 分まで		従事者 人 救助犬 頭 車 両 台	
平成 年 月 日 時 分から 時 分まで		従事者 人 救助犬 頭 車 両 台	
平成 年 月 日 時 分から 時 分まで		従事者 人 救助犬 頭 車 両 台	

2 その他必要な事項

災害時における隊友会の協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と社団法人隊友会北海道隊友会連合会（以下「乙」という。）は、乙が、大規模な災害等から道民の生命、身体及び財産を守るため行う協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第 1 条 この協定は、北海道内において地震、風水害その他の大規模災害等、又は武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）に定める武力攻撃災害（緊急対処事態における災害を含む。）が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（協力の内容）

第 2 条 甲は、災害時において災害対策本部又は国民保護対策本部（緊急対処事態対策本部を含む。）（以下、「本部等」という。）を設置した場合、又は市町村から援助の要請があった場合等、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- （1）本部等の運営に必要となる情報の収集・整理業務の補助
- （2）災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
- （3）給水、炊き出しその他の救援活動の補助
- （4）避難所の開設及び運営の補助
- （5）瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助
- （6）物資、資材の運送及び配分の補助
- （7）その他、甲が必要と認める業務

（協力の要請等）

第 3 条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- 2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請に可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）

第 4 条 甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分に配慮するものとする。

- 2 甲が協力要請を行う場合、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

（会員の移動手段）

第 5 条 甲の要請により乙の会員が協力実施地域に移動する手段は、原則として乙が手配するものとし、甲は、乙の会員の移動が円滑なものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙による移動手段の手配が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行なうものとする。

（会員の受入）

第 6 条 甲は、乙の会員が指定した場所に到着後、直ちに受け入れるとともに、必要な指示を行うものとする。

- 2 甲は、乙の会員を受け入れたときは、乙に対して速やかに受入の完了を報告するものとする。

(協力のための準備)

第7条 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるとともに、相手方に報告しておくものとする。

2 乙は、甲からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

(経費の負担)

第8条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

(損害補償等)

第9条 甲は、要請により協力をした乙の会員が、協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法、国民保護法その他関係する法律又は甲の定める条例で定める損害補償等の要件に該当するときは、その規定に基づき、損害を補償するものとする。

(平常時の活動)

第10条 甲及び乙は、協力が円滑に行なわれるように、平素から情報交換を行うものとする。

2 乙は、甲が実施する訓練等への参加に努めるなど防災意識を高めて、災害時に備えるものとし、また、甲は、乙の協力に必要な支援を行うものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名（押印）の上、各自その1通を保有する。

平成21年6月26日

甲 北海道

北海道知事

乙 社団法人隊友会北海道隊友会連合会

会 長

災害時における動物救護活動に関する協定書

北海道、札幌市、旭川市、函館市（以下、北海道及び当該3市を「甲」という。）と、社団法人北海道獣医師会、公益社団法人日本愛玩動物協会、（以下、当該2団体を「乙」という。）は、北海道内において大規模な災害が発生した際（以下「災害時」という。）、動物愛護精神及び人間と動物の絆を守る観点から、被災動物救護活動を相互に協力・連携して円滑に推進するため、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、甲と乙が相互に協力して実施する被災動物救護活動（以下「救護活動」という。）に関して必要な事項を定める。

（被災動物救護本部）

第2条 北海道内において大規模な災害が発生した場合、甲は乙に被災状況等の情報を提供し、被害が甚大で被災動物の救護活動において広域的な対応が必要と判断した場合には、速やかに北海道被災動物救護本部（以下「救護本部」という。）を設置する。

2 「救護本部」は甲及び乙の団体で構成する。

3 「救護本部」の運営等については、本協定書で定めるほか、本協定の記載事項以外の件について、甲と乙で協議して決定する。

（対象動物）

第3条 救護の対象とする動物は、犬及びねこ（以下「被災動物」という。）とする。

2 前項以外の動物を対象とする場合は、甲と乙が協議して決定する。

（活動の基本方針）

第4条 乙が行う救護活動は、ボランティアを基本とする。

2 災害発生直後の救護活動に必要な経費及び物資等は、別表1の団体で構成された「緊急災害時動物救援本部」に支援を要請することとする。

3 継続的な救護活動に必要な経費及び物資等は、「緊急災害時動物救援本部」及び「救護本部」に寄せられた義援金等で賄うことを原則とする。

4 「救護本部」に寄せられた義援金等は、乙が管理する。

5 被災動物の救護活動において広域的な対応が必要な場合、甲と乙は相互に協力・連携し、速やかに必要な措置を講ずるよう努める。

（活動内容）

第5条 救護本部は、次に掲げる活動を行う。

（1）避難所等に同行避難した被災動物の健康管理

（2）負傷した被災動物の治療・健康管理

（3）飼い主が不明となった被災動物の保護、一時飼育、健康管理、譲渡の斡旋

（4）被災者が飼育困難となった動物の一時保管・健康管理・譲渡の斡旋

（5）関係団体に対する救護活動への協力要請

（6）動物を収容する施設が必要な場合における調整（既存施設を利用する場合の調整を含む）

（7）国及び関係機関からの情報収集、提供

（8）その他

(救護本部会議)

第6条 救護活動期間中、円滑な活動を実施することを目的に、甲と乙は救護本部会議を適宜開催する。

(活動の終了)

第7条 乙は、第5条に規定する救護活動の必要がなくなつたと判断したときは、甲と協議のうえ、救護活動の終了を決定する。

(活動記録の作成)

第8条 甲及び乙は、救護活動を終了したときは、活動記録を作成し、救護本部会議に報告する。

(救護本部の解散)

第9条 前条に定める活動記録を作成・報告後、「救護本部」を解散する。

(協定に係る連絡窓口)

第10条 この協定の運用に係る連絡窓口は、甲においては北海道環境生活部環境局自然環境課、乙にあつては社団法人北海道獣医師会の事務局とする。

(協定の内容に係る協議)

第11条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議し、決定するものとする。

(協定の期間)

第12条 この協定は、締結の日から効力を発し、甲又は乙から申し出がない限り、その効力を継続する。

この協定の締結を証するため、本書6通を作成し、甲乙両者記名捺印の上、各1通を保有することとする。

平成24年12月21日

甲 北海道札幌市中央区北 3 条西 6 丁目

北海道知事

甲 北海道札幌市中央区北 1 条西 2 丁目

札幌市長

甲 北海道旭川市 6 条通 9 丁目

旭川市長

甲 北海道函館市東雲町 4-1-3

函館市長

乙 北海道札幌市西区二十四軒 4 条 5 丁目 9-3

社団法人北海道獣医師会会長

乙 東京都新宿区信濃町 8-1

公益社団法人日本愛玩動物協会会長

別表 1 (第 4 条第 2 項関係) 緊急災害時動物救援本部の構成団体

構成団体	所在地
公益財団法人日本動物愛護協会	東京都港区南青山 7-8-1 南青山ファーストビル 6 F
公益社団法人日本動物福祉協会	東京都品川区西五反田 8-1-8 中村屋ビル 4 F
公益社団法人日本愛玩動物協会	東京都新宿区信濃町 8-1
公益社団法人日本獣医師会	東京都港区南青山 1-1-1 新青山ビル西館 2 3 F

災害時及び防災活動に関する協力協定書

北海道（以下、「甲」という。）と、公益社団法人日本青年会議所北海道地区協議会（以下、「乙」という。）は、大規模な災害（北海道地域防災計画等で対象とする災害）に際し連携し、迅速かつ円滑な対策活動を行うとともに平常時から協力関係により防災意識の高揚と地域防災力の向上を図るため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害時」という。）及び平常時の防災活動において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めるものとする。

（平素における協力）

第2条 甲及び乙は、災害時に連携が円滑に行われるよう、平素から次の事項について協力を行うものとする。

- (1) 甲及び乙は、災害時における連絡体制等について事前に定めるものとする。
- (2) 甲及び乙は、災害対策活動が円滑に行われるよう、各種情報の共有を図るものとする。
- (3) 甲及び乙は、甲又は乙の主催する各種災害に係る会議、訓練等の実施を積極的に支援し、かつ、参加するものとする。
- (4) 甲及び乙は、災害時の対策活動を円滑にするため、防災関係資機材等の普及推進と保有する品目、数量、集積場所等を通知するものとする。
- (5) 甲及び乙は、その他災害対策に必要と認められる事項について、甲乙協議の上協力を行うものとする。

（災害時における連携）

第3条 甲は、災害時において災害対策本部（以下、「本部等」という。）を設置した場合、又は市町村から援助の要請があった場合等、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 本部等の運営に必要となる情報の収集・整理業務の補助
- (2) 災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
- (3) 給水、炊き出しその他の救援活動の補助
- (4) 避難所の開設及び運営の補助
- (5) 瓦礫の撤去、清掃及び防疫の補助
- (6) 物資、資材の運送及び配分の補助
- (7) その他、甲が必要と認める業務

（協力の要請等）

第4条 甲が、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは文書により行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭等で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- 2 甲は、乙に対して要請した協力の必要がなくなったときは、速やかに文書により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請に可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）

第5条 甲は、要請を受けて協力する乙の会員に対し、その協力の内容に応じ安全の確保に十分に配慮するものとする。

- 2 甲が協力要請を行う場合、乙に対して協力実施地域の被災状況及び交通規制等の情報を提供するものとする。

(会員の移動手段)

第6条 甲の要請により乙の会員が協力実施地域に移動する手段は、原則として乙が手配するものとし、甲は、乙の会員の移動が円滑なものとなるよう必要な措置を講ずるものとする。ただし、乙による移動手段の手配が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

(会員の受入)

第7条 甲は、乙の会員が指定した場所に到着後、直ちに受け入れるとともに、必要な指示を行うものとする。

2 甲は、乙の会員を受け入れたときは、乙に対して速やかに受入の完了を報告するものとする。

(協力のための準備)

第8条 乙は、甲からの協力の要請に的確かつ迅速に応ずるため、毎年、会員数の把握に努めるものとする。

(経費の負担)

第9条 乙が協力を行うために要した経費については、乙の負担とする。

(損害補償等)

第10条 甲は、要請により協力をした乙の会員が、協力したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、災害対策基本法その他関係する法律又は甲の定める条例で定める損害補償等の要件に該当するときは、その規定に基づき、損害を補償するものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項又は協定内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定の有効期間は、協定を締結した日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了日の1ヵ月前までに、甲乙いずれからも文書をもって協定の終了を通知しないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間この協定は延長されたものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名の上、各自その1通を保有する。

平成25年 1 月 2 3 日

甲 北海道

北海道知事 高橋 はるみ

乙 公益社団法人 日本青年会議所北海道地区協議会

会 長 渡 辺 泰 弘

災害時における交通誘導業務等に関する協定

北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道警備業協会（以下「乙」という。）は、災害時における交通誘導業務等の実施に関し、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、被災地の被害拡大防止及び救援、救護活動を円滑に実施するため、緊急に必要とする交通誘導その他警備業務の遂行に関する必要な事項を定め、道民生活の安定に寄与することを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に実施を要請する業務（以下「要請業務」という。）は、次のとおりとする。

- （1） 災害時における緊急交通路の確保等に関する交通誘導業務
- （2） 被災地における防犯パトロール、避難所等の警戒活動業務
- （3） その他甲が必要と認める警備業務

（出動要請）

第3条 甲は、災害が発生した場合において、必要と認めるときは、北海道警察本部長を通じて、乙に出動を要請するものとする。

2 乙は、甲の出動要請がなされた場合、正当な理由のない限りこれに応じなければならない。

（出動警備員の指定）

第4条 要請業務に従事する警備員は、別途北海道警察本部長と乙が協議して定める者をもって充てるものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により乙が実施した業務の費用は、甲が負担する。

2 前項に規定する費用は、当該業務に係る通常の実費用を基準として、甲乙協議の上、定めるものとする。

（費用の請求及び支払い）

第6条 乙は、業務終了後、所定の費用を甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の請求があったときは、内容を精査確認し、その費用を乙に支払うものとする。

（出動警備員の災害補償）

第7条 要請業務に従事した警備員が災害を受けた場合の補償は、当該警備員の使用者たる警備業者が負担する。

（損害賠償）

第8条 要請業務に従事した警備員が、甲又は第三者に損害を与えた場合の賠償は、当該警備員の使用者たる警備業者が負担する。

（訓練）

第9条 乙は、この協定に基づく業務を円滑に実施するため、必要な訓練に努めるものとする。

（細目）

第10条 この協定を実施するために必要な事項について、北海道警察本部長と乙が協議して定めるものとする。

（協議）

第11条 この協定に定めのない事項について、又はこの協定に関して疑義が生じた事項については、甲乙協議して定めるものとする。

（適用）

第12条 この協定は、平成10年12月18日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ1通保有する。

平成10年12月18日

甲 北海道知事 堀 達也

乙 社団法人北海道警備業協会長 堂前 勇吉

災害時における交通誘導業務等に関する細目協定

北海道警察本部（以下「甲」という。）と社団法人北海道警備業協会（以下「乙」という。）は、北海道と乙との間で締結された「災害時における交通誘導業務等に関する協定」（以下「基本協定」という。）に基づく要請業務の実施の細目について、次のとおり協定する。

（要請の方法）

第 1 条 基本協定に基づく出動要請をするときは、甲から乙に対し、要請業務の内容、期間及び場所並びに必要な警備員数を示した文書を交付して行うものとする。ただし、急を要するときは、電話等の方法により行い、事後速やかに文書を交付するものとする。

2 甲は、乙の出動後における具体的業務について、要請業務の実施地域を管轄する警察署長（以下「署長」という。）を通じて、指示するものとする。

（業務の実施）

第 2 条 乙は、前条の規定に基づく甲からの要請に従い、乙の属する会員（以下「会員」という。）の雇用する警備員を指定の場所に出動させ、要請業務を実施させるものとする。

2 会員は、出動後直ちに現場責任者、出動人員、出動時間等を、署長に報告するものとする。

（業務の解除）

第 3 条 甲は、要請業務の必要がなくなったときは、乙に対し、要請業務の解除を連絡するものとする。

2 会員は、業務解除後速やかに署長に、出動日、出動時間、業務内容等を報告するものとする。

（出動警備員の資格）

第 4 条 基本協定に基づく要請業務に従事する警備員は、警備員として 2 年以上の経験を有し、かつ、当該業務に関する専門的な知識及び技能を有する者とする。

2 会員は、この協定に基づく業務のうち交通誘導警備業務に従事する警備員を出動させる場合は、原則として「警備員等の検定に関する規則（昭和 6 1 年国家公安委員会規則第 5 号）」で定める検定合格者を充てるものとする。

（出動可能人員の提出）

第 5 条 乙は、北海道からの要請業務に応じるために、毎年 4 月末日までに甲に対し出動警備員の出動可能人員を提出するものとする。

（訓練の実施）

第 6 条 乙は、基本協定に基づく要請業務を円滑に行うために、必要な訓練の実施に努めるものとする。

2 甲は、前項の訓練の実施に当たって、乙に対し必要な指導及び協力をするものとする。

（協議）

第 7 条 この協定に定める事項について疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙が協議して定めるものとする。

（適用）

第 8 条 この協定は、平成 1 0 年 1 2 月 1 8 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 2 通を作成し、甲乙記名押印の上それぞれ 1 通を保有するものとする。

平成 1 0 年 1 2 月 1 8 日

甲 北海道警察本部長 遠藤 豊 孝

乙 社団法人北海道警備業協会
会長 堂前 勇 吉



災害時における応急対策業務に関する協定書

北 海 道
一般社団法人北海道建設業協会

災害時における応急対策業務に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道建設業協会（以下「乙」という。）は、災害応急対策業務等の実施に関し、次のとおり基本協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）に、同法、災害救助法（昭和22年号外法律第118号）及び北海道地域防災計画に基づき災害応急対策の業務等（以下「業務等」という。）に関して、乙に協力を求めるに当たって、必要な基本的な事項を定めることを目的とする。

（業務の内容）

第2条 この協定により、甲が乙に要請する業務等は、次のものとする。

- (1) 緊急人命救助に伴う障害物等の除去のための業務
- (2) 道路施設の損壊等に伴う道路交通確保のための業務
- (3) 河川施設の損壊等に伴う治水安全確保のための業務
- (4) 緊急パトロール業務
- (5) その他甲が必要と認める緊急応急業務

（要請）

第3条 甲は、業務等のため、乙の会員である地方協会（以下、「地方協会」という。）を構成する企業等が所有する建設資機材及び労力（以下、「建設資機材等」という。）の協力が必要と認めるときは、乙に対し、別添様式による要請書により、次に掲げる事項を明らかにし要請するものとする。

ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、口頭で要請し、その後、速やかに文書を送付するものとする。

- (1) 災害の状況及び業務内容
 - (2) 応援を必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員
 - (3) 応援を必要とする日時、場所及び期間
 - (4) 現場責任者
 - (5) その他必要な事項
- 2 乙は、前項の要請を受けたときは、地方協会に対し、協力を指示（要請）するものとする。
- 3 乙は、通信の不能等により第1項の規定による要請が行われない場合において、前条に規定する業務等への協力が必要であると認められる災害の発生を認めたときは、前項の要請を待たずに必要な体制を整えるものとする。

（契約の締結及び経費の支払い）

第4条 第2条の業務に係る経費の支払いについては、要請に基づき業務への従事が決定された所属会員企業と当該会員企業が所属している地方協会と協定を締結している（総合）振興局との間で契約を締結し、その契約に基づいて支払うものとする。

なお、市町村からの依頼に基づき要請した場合の経費負担については、甲において、市町村と協議するものとする。

(損害の負担)

第5条 第2条の業務等により第三者に及ぼした損害の負担は、甲、乙協議して定めるものとする。

(補償)

第6条 この協定に基づいて業務等に従事した者が、本業務等において負傷し、若しくは疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償については、業務等従事者の使用者の責任において行うものとする。

(災害情報の提供)

第7条 乙及び乙の地方協会は、諸活動中に把握した災害等の情報を、積極的に甲に提供するものとする。

(連絡調整員の派遣)

第8条 甲は、第3条の要請にあたり、乙に対し、必要に応じて連絡調整員の派遣を求めることができる。

2 乙は、前項の求めを受けたときは、可能な限り災害対策本部等へ連絡調整員を派遣するものとする。

(連絡責任者)

第9条 この協定に関する連絡責任者は、甲においては北海道総務部危機対策局危機対策課長、乙においては一般社団法人北海道建設業協会業務部業務課長とする。

(細目協定)

第10条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、(総合)振興局長と地方協会長の間で別に定めるものとする。

(協議)

第11条 この協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙協議して定めるものとする。

(適用)

第12条 この協定は、締結の日から適用する。

2 平成17年10月31日に締結した「災害時における協力体制に関する基本協定」は、廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙署名の上、各自その1通を保有する。

平成25年3月25日

甲 北海道
北海道知事

乙 一般社団法人北海道建設業協会
会 長

別添様式

災害応急業務への協力要請書

1 災害の状況及び業務内容

2 必要とする建設資機材等の車種、台数及び人員等

車 種	台 数	人 員	備 考

3 協力を必要とする日時、場所及び期間

4 その他必要な事項

平成 年 月 日

一般社団法人北海道建設業協会
会 長 様

北海道知事 高 橋 はるみ

連絡責任者
北海道〇〇〇〇課長

(道担当者 所 属 〇〇〇課 担当者 〇〇〇〇 連絡先)

(参考)

細目協定締結先一覧

北海道	地方建設業協会
空知総合振興局	(一社)空知建設業協会
石狩振興局	(一社)札幌建設業協会
後志総合振興局	小樽建設協会
胆振総合振興局	(一社)室蘭建設業協会
日高振興局	(一社)室蘭建設業協会
渡島総合振興局	(一社)函館建設業協会
檜山振興局	(一社)函館建設業協会
上川総合振興局	(一社)旭川建設業協会
留萌振興局	留萌建設協会
宗谷総合振興局	稚内建設協会
オホーツク総合振興局	網走建設業協会
十勝総合振興局	帯広建設業協会
釧路総合振興局	釧路建設業協会
根室振興局	釧路建設業協会

建設管理部所管公共土木施設の災害時等における協力体制に関する協定

北海道建設部長（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道道路標示・標識業協会長（以下「乙」という。）は、災害・事故が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）における、道民の生命、身体及び財産を守るための連携協力の実施事項に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、北海道地域防災計画に基づき、建設管理部が所管する公共土木施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の構築・共有
- （2）協力実施体制の構築・共有
- （3）資機材保有状況の報告
- （4）施設の被害状況の把握に係る業務対応
- （5）災害応急対策に係る業務対応
- （6）その他必要と認める業務対応

（体制）

- 第3条 前条各号は、建設管理部とその管轄区域内に所在する乙の会員（以下「管内会員」という。）が連携協力し、実施するものとする。
- 2 甲及び乙は、それぞれの実施機関に対し、この協定に基づく災害時の協力体制を確保するために必要な指導及び助言等を行うものとする。
 - 3 乙は、管内会員を代表して、前条各号に係る建設管理部との連絡調整等を行う会員を指定（以下「指定会員」という。）し、甲及び乙の会員の所在地を管轄する総合振興局又は振興局副局長（建設管理部担当）（以下「振興局等副局長」という。）に通知するものとする。

（報告等）

- 第4条 振興局等副局長及び指定会員は、第2条第1項第1号及び第2号に基づき、それぞれ災害時における情報連絡網及び協力実施体制を整備し、相互に共有するものとする。その際、指定会員は、管内会員について整備するものとする。
- なお、協力実施体制の整備にあたっては、乙の会員以外の協力も含むものとする。
- 2 指定会員は、第2条第1項第3号に規定する会員の資機材の保有状況について把握し、振興局等副局長に報告するものとする。
 - 3 前記各項の報告等は、この協定締結以後直ちに、また、第10条に基づき更新となった場合は、その年の4月末までに行うものとする。
- ただし、情報連絡網及び協力実施体制に変更が生じた場合には、速やかに相手方に報告するものとする。

（協力の要請）

- 第5条 振興局等副局長又は出張所長等（建設管理部の出先機関。以下同じ）は、災害時に第2条第1項第1号ないし第3号について、最新の情報を共有するため協力が必要と判断した場合は、指定会員に対し、口頭又は書面にて要請するものとする。
- 2 振興局等副局長又は出張所長等は、災害時に第2条第1項第4号ないし第6号に係る業務対応について、協力が必要と判断した場合は、指定会員に対し、口頭又は書面にて要請するものとする。

(乙の会員に対する通知)

第6条 指定会員は、振興局等副局長から第5条に係る協力要請があった場合には、直ちに、管内会員に対し、その旨を通知するものとする。

(契約の締結)

第7条 振興局等副局長は、第5条第2項に係る業務を管内会員に実施させることとした場合には、北海道の関係規定に基づき、遅滞なく必要な契約を締結するものとする。

(他の協定等との関係)

第8条 甲又は振興局等副局長及び乙又は乙の会員が既に締結している災害時に関する協定等は、この協定に抵触しない限り、今後も有効とする。

2 この協定は、乙が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

(訓練の実施)

第9条 振興局等副局長及び管内会員は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、適時必要な訓練を実施するものとする。

(有効期限)

第10条 この協定の期間は、締結の日から平成26年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

(細目協定)

第11条 この協定に定めるもののほか、この協定の施行に関し必要な事項について、甲乙間で別に細目協定を締結することができるものとする。

(その他)

第12条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成25年 4 月 1日

甲 北 海 道 建 設 部 長

乙 一般社団法人北海道道路標示・標識業協会 会長

北海道と地方独立行政法人北海道立総合研究機構との
災害時等の緊急時における業務連携に関する協定書

北海道（以下「甲」という）と地方独立行政法人北海道立総合研究機構（以下「乙」という。）は、災害時等の緊急対応に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害、事故等の発生時において、緊急に対応が必要な場合（以下「緊急事態」という。）に関し、甲が求める調査の実施や技術的な協力等を甲と乙が連携して、迅速かつ的確に行うことを目的とする。

（支援要請）

第2条 甲は、緊急事態の発生に際し、乙に対して必要な情報を付して支援を要請するものとする。

（協力事項）

第3条 乙は、前条に基づき、甲から要請があった場合は、次の事項について協力するものとする。

- (1) 緊急事態に係る調査に関すること
- (2) 緊急事態に係る人的支援に関すること
- (3) 緊急事態に係る知見情報等の提供に関すること
- (4) その他双方が必要と認めること

（経費負担）

第4条 前条に規定する事項の実施に要する乙の経費のうち、次の経費については、原則として甲の負担とする。

- (1) 当該調査等に係る職員の旅費及び諸手当並びに消耗品費
- (2) その他双方が必要と認める経費

（有効期限）

第5条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、この協定の有効期間満了の日から1ヵ月前までに、甲乙いずれからも何らの意思表示もないときは、有効期間満了の日の翌日から起算して1年間、この協定は延長されるものとし、以降同様とする。

（その他）

第6条 この協定に定めがない事項について定める必要が生じたときは、甲及び乙が協議の上、定める。

この協定を証するため、本協定書を2通作成し、甲及び乙が署名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成 22 年 4 月 / 日

甲 北海道

北海道知事

乙 地方独立行政法人北海道立総合研究機構

理事長

大規模災害発生時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定書

北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、地震等大規模災害（以下「災害」という。）の発生時に、道内の被災市町村、一部事務組合又は広域連合（以下「被災市町村等」という。）が行う災害廃棄物の処理等への支援について、次のとおり協定する。

（趣旨）

第1条 この協定は、北海道内において災害が発生した場合に、被災市町村等が行う災害廃棄物の処理等について、甲が乙に協力を要請するために必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この協定において、「災害」とは、地震、風水害、火山災害をいう。

2 この協定において、「災害廃棄物」とは、災害により発生したがれき類、木くず、金属くず、廃プラスチック類その他の災害に伴って緊急に処理する必要がある廃棄物をいう。

（情報の提供）

第3条 甲は、災害が発生したときは、乙に道内の被災、復旧状況等必要な情報を随時提供するものとする。

2 乙は、甲から情報の提供があったときは、甲に災害廃棄物の処理等に関して協力可能な会員情報を提供するものとする。

（協力要請）

第4条 甲は、被災市町村等が実施する次の各号の事業（以下「災害廃棄物の処理等」という。）について、被災市町村等から応援要請があった場合、乙にその協力を要請するものとする。

- (1) 災害廃棄物の撤去
- (2) 災害廃棄物の収集・運搬
- (3) 災害廃棄物の処分
- (4) 前各号に伴う必要な事業

2 甲は、協力要請に当たっては、次の各号に掲げる事項を文書で乙に通知するものとする。ただし、文書によりがたい場合は、口頭で協力を要請し、後日、速やかに文書で通知するものとする。

- (1) 市町村名等
- (2) 協力内容
- (3) その他必要な事項

3 乙は、甲から協力要請があったときは、速やかにその諾否について検討し、その結果を文書により甲に通知するものとする。

（災害廃棄物の処理等の実施）

第5条 乙は、甲の要請を受諾できる場合は、必要な人員、車両、資機材を乙の会員から調達できるよう調整し、被災市町村等が実施する災害廃棄物の処理等に協力するものとする。

2 乙の調整により協力できる会員は、被災市町村等からの要請に基づき災害廃棄物の処理等を行うものとする。

3 乙の会員は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等に当たっては、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。

(1) 周囲の生活環境を損なわないよう十分に配慮すること。

(2) 災害廃棄物の減量化のため、再利用及び再資源化に配慮した処理等に努めること。

(実施報告)

第6条 乙は、乙の会員が災害廃棄物の処理等を実施したときは、次の各号に掲げる事項を文書で甲に報告するものとする。

(1) 市町村名等

(2) 実施内容

(3) その他必要な事項

(費用の負担)

第7条 第3条に規定する要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等に要した費用については、原則として被災市町村等が負担するものとし、その金額は乙と被災市町村等が協議の上、決定するものとする。

(損害賠償)

第8条 第3条に規定する要請に基づき乙の会員が実施した災害廃棄物の処理等により生じた損害賠償については、乙と被災市町村等が協議するものとする。

(仮置場)

第9条 災害廃棄物の処理等に必要な仮置場については、原則として被災市町村等が確保するものとし、被災市町村等の区域内に確保できない場合は、甲は必要に応じて被災市町村等と関係市町村等との調整が円滑に行われるよう努めるものとする。

(連絡窓口)

第10条 この協定に関する連絡窓口は、甲においては環境生活部環境局循環型社会推進課、乙においては協会事務局とする。

(協会の状況等の報告)

第11条 乙は、この協定に基づく災害廃棄物の処理等が円滑に行われるよう人員、資機材の確保台数等の状況を毎年4月末までに甲に報告するものとする。ただし、甲が必要と認めた場合は、乙に随時報告を求めることができるものとする。

(実施細目)

第12条 この協定を実施するために必要な事項については、別途定めるものとする。

(他被災都府県への応援)

第13条 甲が被災した都府県に対して災害廃棄物の処理等についての応援を行うために乙に協力要請を行った場合においても、乙はこの協定に準じて、可能な限り協力するものとする。

(この協定にない事項)

第14条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年4月19日

甲 北 海 道
北海道知事

乙 社団法人北海道産業廃棄物協会
会 長

大規模災害発生時における災害廃棄物の 処理等の協力に関する協定書実施細目

(趣旨)

第1条 北海道（以下「甲」という。）と社団法人北海道産業廃棄物協会（以下「乙」という。）は、「大規模災害時における災害廃棄物の処理等の協力に関する協定」（以下「協定」という。）第12条の規定に基づき協定を実施するために必要な事項について、次のとおり実施細目を定める。

2 この実施細目の用語の意味は、協定の例による。

(災害廃棄物)

第2条 協定の対象とする災害廃棄物は、石綿含有廃棄物を含めた災害により発生したがれき類、木くず、金属くず、廃プラスチック類、ガラスくず・コンクリートくず及び陶磁器くず、繊維くず、紙くずとする。なお、それら以外の廃棄物については、その都度、被災市町村等と乙が協議するものとする。

2 災害廃棄物は一般廃棄物として取り扱うものとする。

(事前手続き)

第3条 協定に基づく災害廃棄物の処理等に当たっては、事前に次の各号に示す必要な手続き等を行うものとする。

(1) 甲は、被災市町村等に対して、乙の会員が行う災害廃棄物の処理を廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（以下「法」という。）第6条の2第2項に規定される委託基準により委託するよう助言すること。

(2) 災害廃棄物の処理を産業廃棄物処理施設で行う場合は、それらの設置者は、甲に法第15条の2の4の規定による産業廃棄物処理施設において処理する一般廃棄物に係る届出をすること。

(3) 協定に基づく災害廃棄物の処分場所が被災市町村等の区域以外の市町村等の区域内にあるときは、甲は、被災市町村等と関係市町村等との調整が円滑に行われるよう努めること。

(要請方法等)

第4条 協定に基づく要請等の手続きは、次の各号に従って行うものとする。

(1) 被災市町村等は、別記様式1により協定第4条第2項各号に掲げる事項を取りまとめ甲に応援を要請する。

(2) 甲は、災害市町村等から通知された別記様式1の内容を確認し、当該通知により乙に協力を要請する。

(3) 乙は、前号の協力要請があった場合は、速やかにその諾否について甲に通知する。

(4) 甲は、乙から前号の通知を受けたときは、その結果を応援要請のあった災害市町村等に連絡する。

(5) 乙は、受諾できる場合は、別記様式2により協力する内容・規模、派遣期間、会員名等を取りまとめ甲に通知する。

(6) 甲は、乙から通知された別記様式2の内容を確認し、当該通知により災害市町村等に通知するとともに、乙の会員の受入に必要な事務を進めるよう指示する。

(実績報告)

第5条 協定第6条で規定する乙が甲に報告する事項は、別記様式3により取りまとめるものとする。

(費用の額)

第6条 乙は、被災市町村等に費用の負担を求めるときは、災害廃棄物の処理等への協力という観点から費用を算定するものとし、協定第7条で規定する被災市町村等と乙との費用の協議に当たっては、乙は可能な限り事前に積算根拠を明確化しておくものとする。

(協議)

第7条 この実施細目の解釈について疑義が生じたとき、又はこの実施細目の実施に関し必要な事項は、甲乙協議の上、決定する。

この実施細目の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

平成23年4月19日

甲 北海道
北海道知事

乙 社団法人北海道産業廃棄物協会
会 長

別記様式 1 (実施細目第 4 条第 1 号、第 2 号関係)

応 援 要 請 書

平成 年 月 日

北海道知事 様
 (環境生活部環境局循環型社会推進課 あて)

(市町村、組合、連合名) 長

(公印不要)

この度の において発生している災害廃棄物の処理等に関して、社団法人北海道産業廃棄物協会に応援を要請願います。

協 力 要 請 書

平成 年 月 日

社団法人北海道産業廃棄物協会
 会 長 様

北海道知事
 (環境生活部環境局循環型社会推進課)

被災市町村等から応援要請がありましたので、協力内容に沿った災害廃棄物の処理等について、協力を要請します。

市町村名 (電話番号・TEL・FAX・Eメール)	
協 力 内 容	廃棄物の種類 <input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> 廃プラ <input type="checkbox"/> が陶くず <input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ()
	処理等の種類 <input type="checkbox"/> 廃棄物の撤去 <input type="checkbox"/> 廃棄物の収集・運搬 <input type="checkbox"/> 廃棄物の処分 <input type="checkbox"/> その他 ()
	具体的な方法 <input type="checkbox"/> 撤去量(約 t) <input type="checkbox"/> 収集運搬料(約 t) <input type="checkbox"/> 中間処理量(<input type="checkbox"/> 破碎(t) <input type="checkbox"/> 焼却(t) <input type="checkbox"/> その他(t)) <input type="checkbox"/> 最終処分量(t)
その他必要な事項	

別記様式 2 (実施細目第 4 条第 5 号、第 6 号関係)

協 力 通 知 書

平成 年 月 日

北海道知事 様
 (環境生活部環境局循環型社会推進課行き)

社団法人北海道産業廃棄物協会
 会 長

平成 年 月 日付けで協力要請のありました被災市町村等への協力内容等について、
 通知します。

応 援 通 知 書

平成 年 月 日

(市町村、組合、連合名) 長 様

北海道知事 様
 (環境生活部環境局循環型社会推進課)

平成 年 年 月付け応援要請に対して、社団法人北海道産業廃棄物協会から協力内容
 等について、通知がありましたので、同協会員が円滑に協力できるよう事務を進めてください。

市町村名	派遣予定期間	平成 年 月 日～ 月 日
協 力 内 容	処理可能な 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> 廃プラ <input type="checkbox"/> が陶くず <input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ()
	協力可能な 処理等の区分	<input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 収集・運搬 <input type="checkbox"/> 中間処理 () <input type="checkbox"/> 最終処分 () <input type="checkbox"/> その他 ()
	使用可能機材	<input type="checkbox"/> 撤去機材 (台) <input type="checkbox"/> 収運車両 (台)
		<input type="checkbox"/> 中間処理 (<input type="checkbox"/> 破碎 <input type="checkbox"/> 焼却 <input type="checkbox"/> その他 ()) <input type="checkbox"/> 最終処分 (<input type="checkbox"/> 安定型 <input type="checkbox"/> 管理型)
そ の 他	協力会員等	氏名・名称 (延 人)
	留意事項	

別記様式 3 (実施細目第 5 条関係)

実 績 報 告 書

平成 年 月 日

北海道知事 様
 (環境生活部環境局循環型社会推進課行き)

社団法人北海道産業廃棄物協会
 会 長

平成 年 月 日付けで協力要請について、災害廃棄物の処理等を実施したので、報告
 します。

市町村名		実施期間	平成 年 月 日～ 月 日
実 施 内 容	処理した 廃棄物の種類	<input type="checkbox"/> がれき類 <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 金属くず <input type="checkbox"/> 廃プラ <input type="checkbox"/> が陶くず <input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物 <input type="checkbox"/> その他 ()	
	処理等の区分	<input type="checkbox"/> 撤去 <input type="checkbox"/> 収集・運搬 <input type="checkbox"/> 中間処理 () <input type="checkbox"/> 最終処分 () <input type="checkbox"/> その他 ()	
	使用機材	<input type="checkbox"/> 撤去機材 (台) <input type="checkbox"/> 収運車両 (台) <input type="checkbox"/> 中間処理 <input type="checkbox"/> 破碎 施設 <input type="checkbox"/> 焼却 施設 <input type="checkbox"/> その他 () 施設 <input type="checkbox"/> 最終処分 <input type="checkbox"/> 安定型 箇所 <input type="checkbox"/> 管理型 箇所	
	処理実績	<input type="checkbox"/> 撤去量 t <input type="checkbox"/> がれき類 t <input type="checkbox"/> 木くず t <input type="checkbox"/> その他 t <input type="checkbox"/> 収集運搬量 t <input type="checkbox"/> がれき類 t <input type="checkbox"/> 木くず t <input type="checkbox"/> 金属くず t <input type="checkbox"/> 廃プラ t <input type="checkbox"/> が陶くず t <input type="checkbox"/> 石綿含有廃棄物 t <input type="checkbox"/> その他 t <input type="checkbox"/> 中間処理 <input type="checkbox"/> 破碎 t <input type="checkbox"/> がれき類 t <input type="checkbox"/> 木くず <input type="checkbox"/> 廃プラ t <input type="checkbox"/> 焼却 t <input type="checkbox"/> 木くず t <input type="checkbox"/> 廃プラ t <input type="checkbox"/> その他 t <input type="checkbox"/> その他 t <input type="checkbox"/> 最終処分 t <input type="checkbox"/> 安定型 <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> 管理型 <input type="checkbox"/> t <input type="checkbox"/> t	
その他	参加会員等 実施した手続き	氏名・名称 (延 人)	

災害時における協力体制に関する基本協定

北海道建設部長（以下「甲」という。）と一般社団法人北海道測量設計業協会会長（以下「乙」という。）は、災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、建設部が所管する公共土木施設を管理する建設管理部と乙の会員とが、道民の生命及び財産を守るため、積極的に協力体制を講ずるにあたり、次のとおり基本事項の協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、北海道地域防災計画に基づき、建設管理部が所管する公共土木施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- （1）情報連絡網の構築・共有
- （2）協力実施体制の構築・共有
- （3）施設の被害状況の把握に係る業務対応
- （4）災害応急対策に係る業務対応
- （5）その他必要と認める業務対応

（役割）

第3条 乙は、複数の建設管理部にまたがる広範囲の災害が発生した場合、会員を代表して、甲と第2条に係る調整を行うものとする。

（情報連絡網）

第4条 乙は、第2条第1項第1号に基づき、情報連絡網を整備し、甲と共有するものとする。

（他の協定等との関係）

第5条 この協定は、乙又は乙の会員が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（有効期限）

第6条 この協定の期間は、締結の日から平成25年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成24年10月31日

甲 北海道建設部長

乙 一般社団法人北海道測量設計業協会会長

災害時における協力体制に関する基本協定

北海道建設部長（以下「甲」という。）と北海道地質調査業協会理事長（以下「乙」という。）は、災害・事故が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、建設部が所管する公共土木施設を管理する建設管理部と乙の会員とが、道民の生命及び財産を守るため、積極的に協力体制を講ずるにあたり、次のとおり基本事項の協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、災害時において、北海道地域防災計画に基づき、建設管理部が所管する公共土木施設の被害調査及び災害応急対策等を円滑に進め、災害の拡大防止と被災施設の早期復旧を図ることを目的とする。

（内容）

第2条 協力内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 情報連絡網の構築・共有
- (2) 協力実施体制の構築・共有
- (3) 施設の被害状況の把握に係る業務対応
- (4) 災害応急対策に係る業務対応
- (5) その他必要と認める業務対応

（役割）

第3条 乙は、複数の建設管理部にまたがる広範囲の災害が発生した場合、会員を代表して、甲と第2条に係る調整を行うものとする。

（情報連絡網）

第4条 乙は、第2条第1項第1号に基づき、情報連絡網を整備し、甲と共有するものとする。

（他の協定等との関係）

第5条 この協定は、乙又は乙の会員が既に締結している他の相互応援等に関する協定等に基づく応援を妨げるものではない。

（有効期限）

第6条 この協定の期間は、締結の日から平成27年3月31日までの期間とし、双方の申し出がない限り、毎年度更新するものとする。

（その他）

第7条 この協定に定めのない事項や疑義が生じた場合については、その都度、甲、乙が協議してこれを定めるものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

平成27年1月28日

甲 北海道建設部長

乙 北海道地質調査業協会理事長

土砂災害等の発生に関する情報提供に係る協定書 (例)

(協定の目的)

第1条 毎年道内各地で発生する土砂災害について、土砂災害等の発生に関する情報の提供を通じた警戒避難体制を充実・強化するため、ヤマト運輸株式会社〇〇主管支店と〇〇(総合)振興局が相互に協力し、防災体制の一層の強化が図られるよう、必要な事項を定めるものとする。

(協力事項)

第2条 〇〇主管支店が管轄する区域のうち、〇〇(総合)振興局管内に所在するセンターは、本協定に基づき、当該地区を担当する〇〇(総合)振興局に対し、次の事項について協力をを行うものとする。

(1) センターが行う本来業務の範囲内で、土砂災害等の発生を見かけた場合、〇〇(総合)振興局に通報すること。

(協力の実施)

第3条 協力の実施に当たっては、センターの本来業務に支障のない範囲内で、可能な限り実施するものとする。

(実施期間)

第4条 この協定の有効期間は、締結の日から平成 年 月 日までとする。ただし、有効期間満了の2か月前までに、ヤマト運輸株式会社〇〇主管支店及び〇〇(総合)振興局から書面による解約の申出がない場合は、更に1年間延長されたものとみなし、以後この例によるものとする。

(その他)

第5条 この協定に疑義が生じた場合は、ヤマト運輸株式会社〇〇主管支店及び北海道〇〇(総合)振興局で協議の上、決定するものとする。

平成 年 月 日

ヤマト運輸株式会社〇〇主管支店長

北海道〇〇(総合)振興局長